一般社団法人 平和政策研究所 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 平和政策研究所と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、国内外の政策課題について調査、研究、政策提言を行うとともに、 国と世界に貢献する人材の育成を図ることにより、家庭を基盤とした地域社会と国づく り、及びアジアと世界の平和と繁栄に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 国内外の政策課題に関する調査、分析、研究、提言
 - (2) 国内外の政策課題に関する研究会、講演会、シンポジウム、国際会議等の開催
 - (3) 国内外の研究・教育機関、NGO 等との連携・協力及び国際交流
 - (4) 次世代を担う人材育成のための活動
 - (5) 各種出版物(政策提言書、研究資料、機関誌等)の刊行及び電子媒体等による情報発信
 - (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員総会にお

いて別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社すること ができる。

(除 名)

- 第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社 員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 - (1) 総社員が同意したとき。
 - (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

(会 員)

- 第11条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律上の社員とする。
 - (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体
 - 2 賛助会員の資格取得、退会、除名、資格喪失については、正会員(社員)の規定を準 用する。
 - 3 賛助会員の入会金及び会費等は社員総会において別途定める。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権 限)

- 第13条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 計算書類等の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度の終了後に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理 事が招集する。

(社員総会の招集請求)

第16条 総社員の議決権の5分の1の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の 議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって 行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権 の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

- 第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役員の設置)

- 第21条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3 名以上 15 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち1名を、業務執行理事(以下「専務理事」)とする。

(役員の選任)

- 第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
 - 2 代表理事及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を 分担執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び 財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社 員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任 により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として の権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(顧 問)

- 第28条 この法人に、顧問を数名置くことができる。
 - 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、代表理事の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第29条 この法人に理事会を置く。
 - 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第30条 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 代表理事及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第31条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 (決 議)
- 第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数 が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

- 第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業報告及び決算)
- 第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 貸借対照表
 - (3) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

- 第37条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。 (残余財産の帰属等)
- 第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は 国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
 - 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 公告の方法

(公告)

第39条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、 官報に掲載する方法による。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

氏名 住所

林 正寿

雨宮 慶幸

菊谷 清一

(※個人住所は非公開)

2 この法人の設立時代表理事及び専務理事は、設立時理事の互選によって選定する。